

## 1 生徒心得

兵庫県立加古川南高等学校生徒としての自覚と誇りをもって、学校が規律と秩序ある理想の共同体となるよう努め、「真実」を追求し、「剛毅」の精神を養い、「知恵」を磨いて、よき校風の樹立に努め、伝統の礎を築くこと。

### (1) 礼儀

相互に人格を尊重し、よき社会人としての素養を身につけること。

- ① 本校職員や来客に対してはもとより、生徒相互間においてもあいさつをすること。
- ② 言葉は明瞭にして、品位を保つこと。

### (2) 服装

服装は品位の表象であり、制服は本校の象徴であることを自覚すること。

- ① 服装・頭髪は端正かつ簡素であること。
- ② 本校の服装・頭髪等規程を遵守すること。

### (3) 交友

相互に人格を尊重し合い、友情を育てること。

- ① 良き友だちづくりを心がけること。
- ② 男女の交際は高校生としての自覚と慎みを持つこと。

### (4) 学校生活

学習を充実し、特別活動にも積極的に参加し、諸規程を遵守して、明瞭で自由闊達な校内生活をおくること。

- ① 常に時間を厳守すること。又、始業時より終業時まで、許可なくして校外に出ないこと。
- ② 止むを得ず欠席・欠課・遅刻・早退をする場合は所定の手続きをとること。なお、下記の場合は特別な措置を受けることができる。
  - ア 特別活動等の事由により公認欠席が認められた場合。
  - イ 医療機関より出席停止の判断が出た場合。
  - ウ 親族の不幸があった場合。
- ③ 清掃を徹底し、校内の美化に努めること。
- ④ 集会・掲示・出版・広告等は所定の様式により許可を受けること。
- ⑤ 校舎・校具の使用にあたっては破損・紛失することのないよう細心の注意を払うこと。万一破損・紛失した場合は所定の様式により届け出ること。
- ⑥ 学校生活に不要な物品・貴重品は持参しないこと。
- ⑦ 所持品には必ず記名し、自己管理を徹底すること。
- ⑧ 遺失物・拾得物は生徒指導部まで届け出ること。
- ⑨ 定められた時間・場所以外で飲食しないこと。
- ⑩ 生徒手帳を常に携行すること。

### (5) 校外生活

加古川南校生としての自覚と誇りをもち、常に責任ある行動をとること。

- ① 社会における規範意識を高くもち、公共のマナーを守ること。
- ② 飲酒・喫煙をはじめとする違法行為をしないこと。
- ③ 学校の許可無く運転免許証を取得しないこと。また、単車及び自動車等運転・添乗は厳禁する。
- ④ 夜10時以降の外出、友人同士での外泊をしないこと。
- ⑤ 青少年愛護条例に定められた、18歳未満（または未成年）の立ち入りを禁止している場所に立ち入らないこと。

⑥ 生徒手帳を常に携行すること。

(6) 登下校

- ① 交通規則を遵守すること。又、通学自転車には所定のステッカーを貼付すること。
- ② 登下校中に飲食店・遊興場に立ち寄らないこと。

## 2 服装・頭髪等

(1) 男子

① 冬服

- ア スーツ上下、カッターシャツ、ネクタイは本校指定のものとする。
- イ 上衣には学校指定のボタンをつける。
- ウ 上衣の下に着用するシャツは、本校指定のものとする。

② 夏服

- ア 本校指定の半袖又は長袖のカッターシャツとする。
- イ ズボンは、本校指定のものとする。
- ウ ベルトは皮または合皮で黒・茶系のベルトを必ず着用する。

(2) 女子

① 冬服

- ア スーツ上下、ブラウス、リボン・ネクタイは本校指定のものとする。
- イ 上衣には学校指定のボタンをつける。
- ウ 上衣の下に着用するブラウスは、本校指定のものとする。
- エ 防寒用のタイツの色は、黒色とする。ただし黒色タイツの着用期間は11月より3月末までとする。

② 夏服

- ア 本校指定の半袖又は長袖ブラウスとする。
- イ スカート・ズボンは、本校指定のものとする。

(3) 男女共通

- ① 靴下は黒・紺色無地（ワンポイント可）で、くるぶし以上膝より下の長さのものとし、必ず着用すること。
- ② 通学靴は本校指定の黒革靴又は、白を基調とした運動靴とする。
- ③ 通学靴は肩掛けスポーツバッグ又は、リュック型のものとする。
- ④ 自転車通学生徒は、雨天時には必ずカッパを着用するものとする。
- ⑤ 頭髪は高校生らしい端正なものとする。
  - \* 染髪、脱色、パーマ、エクステンション、そり込みライン、奇異な髪型等は禁止する。（ツーブロックも含む）
  - \* 女子の髪止め用のゴム、ピンは華美なものは不可とし、男子の使用は禁止する。
- ⑥ 防寒着は本校が許可したものとする。ただし、校舎内では着用しないこと。
- ⑦ 制服の下に着用するセーター、ベストは本校指定のものとする。
- ⑦ 防寒具（マフラー、手袋等）は使用可であるが、華美なものや安全性に欠けるものは不可とする。
- ⑧ その他
  - ア 体育授業時の体操服、靴（体育館シューズ、グランドシューズ）は本校指定のものとする。
  - イ 校内用スリッパは本校指定のものとする。
  - ウ カッターシャツやブラウスから透けて見える柄物、白または黒以外のシャツや下着を着用

しないこと。

エ ピアス、ネックレスなど、アクセサリ類や化粧は禁止する。

(4) その他

ア やむをえない理由により制服で登校できない場合は、所定の様式により届け出、異装許可を受けることができる。許可期間中は許可証を携行するものとする。

イ 原則として6月1日、10月1日に衣替えを行う。その前後1週間については移行期間とする。移行期間中は夏服、冬服の他に本校指定の長袖カッターシャツ、ブラウスの上に本校指定のベストを着用してもよい。

ウ 冬服カッターシャツ、ブラウス着用時は必ずネクタイ、リボンを着用すること。

※ 原則として防寒着、防寒具の着用期間は11月より3月末までとする。

### 3 アルバイト

(1) 原則

① 生徒のアルバイトは禁止する。

② 家庭の経済的理由により保護者からの要請があった場合、特別に許可することもある。

(2) 許可条件

① 経済状況

ア 各種奨学金給付を受けている（申請している）こと。

イ 経済的にアルバイト実施の強い必要性があること。

② 校内生活

ア 成績が良好であること。

イ 欠席、遅刻、早退が少ないこと。

ウ 生徒指導上のことで度々指導を受けていないこと。

③ 就労時間、日数等

ア 学校生活に支障が出ないようにすること。午後8時までに帰宅できること。

イ 週3日以内を原則とすること。

④ 仕事の内容、場所等

高校生の仕事として適したものであること。ゲームセンターなどの遊興施設をはじめとする、未成年者にふさわしくない場所は禁止する。

(3) 許可手続き

① 上記の条件を満たしている場合については「アルバイト許可願」を提出する。

② 許可願は年次会議、生徒指導部会を経た後、校長の承認を受けなければならない。

③ 承認された生徒については許可証（実施する期間中携行）を発行する。

(4) 継続・変更の手続き

① アルバイトの継続を希望する生徒は許可された月から6ヶ月ごとに「アルバイト継続願」を提出しなければならない。

② アルバイトの変更を希望する生徒は、許可願と同様の手続きをしなければならない。

(5) その他

① アルバイトを許可された生徒で下記に該当する場合は、許可を取り消すこともある。

ア アルバイトの申請時に虚偽の申告があった。

イ アルバイト開始後、著しく成績が下がったり、出席状況が悪くなった。

ウ アルバイト開始後、問題行動や生活の乱れが目につくようになった。

(6) 日本郵便のアルバイトに関して

① 原則

職務の公共性に鑑みて承認制とする。

② 承認条件

一般のアルバイト許可の条件(2)を適用する。

③ 承認手続き

ア 日本郵便から送付された生徒名簿を年次が条件に照らしてチェックを行う。

イ 承認され得る生徒は、日本郵便作成の「アルバイト承認願」を提出する。

(7) 3年次生の後期期末考査以降のアルバイトに関して

① 下記の条件を満たしている場合、3年次自由登校時には「アルバイト届」の提出により許可する。

ア 進路が決定し、卒業に支障がない。

イ 登校日に支障がない。

ウ 高校生としてふさわしい場所、仕事内容、就業時間であること。

#### 4 運転免許取得

(1) 原則

免許の取得については「3ない運動」に基づき、原則として禁止とするが、次の事情によって許可する場合もある。但し、許可目的以外に使用してはいけない。

(2) 許可条件

① 就職内定者で、内定した事業所より、学校長への文書による免許取得の要請がある者には冬季休業時以降、自動車教習所への入所許可を与える。

② 家業等の都合で、特に必要と認めた場合。

(3) 教習所入所の手続きと免許証の取得時期について

① 許可された者は「自動車教習所入所同意願」を提出する。

② 自動車教習所卒業後、運転免許試験の受験については3月1日以降とする。

(4) 3年次生の後期期末考査以降の自動車教習所入所に関して

① 進路決定者の場合、自動車教習所への入所許可を与える。

② 自由登校までに「自動車教習所入所届」を提出すること。

③ 自動車教習所卒業後、運転免許試験の受験については3月1日以降とする。

※ 自動車教習所への入所日、免許試験の受験日については、「高等学校生徒指導連絡協議会」の申し合わせ事項である。